9　活動火山対策特別措置法（昭和四十八年法律第六十一号）第２条第１項に規定する活動火山対策の総合的な推進に関する基本的な指針の策定に関すること並びに同法第３条第１項に規定する火山災害警戒地域、同法第13条第１項に規定する避難施設緊急整備地域及び同法第23条第１項に規定する降灰防除地域の指定に関すること。

別表防災担当の項第14号中「第２項から前項」を「第２号から前号」に改め、同項第16号中「（前項」を「（前号」に改める。

別表原子力防災担当の項中第４号を第５号とし、第３号を第４号とし、第２号を第３号とし、同項第１号二中「前号に掲げる」を「本号一に掲げる」に改め、同項第１号の次に次の一号を加える。

2　内閣の重要政策に関して閣議において決定された基本的な方針に基づいて、当該重要政策に関し行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関すること（国会に設けられた東京電力福島原子力発電所事故調査委員会及び政府の東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会の報告書の提言を受けた政府の取組状況のフォローアップ等に係る業務に関するものに限る。）。

別表共生社会政策担当の項中第４号を削り、第５号を第４号とし、第６号を第５号とし、第７号を第６号とし、第６号の次に次の一号を加える。

7　障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十五号）第６条第１項に規定するものをいう。）の作成及び推進に関すること。

別表共生社会政策担当の項中第９号及び第10号を削り、第11号を第９号とし、第12号を第10号とする。

附　則

この訓令は、平成二十八年四月一日から施行する。

告　示

○環境省告示第四十五号

昭和四十六年三月農林省告示第三百四十六号（農薬取締法第三条第一項第四号から第七号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準）第三号の規定に基づき、水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準（平成十八年十二月環境省告示第百四十三号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十八年四月十三日

環境大臣　大塚　珠代

表４－Ｎ－（４－クロロフェニル）－１－シクロペンチル－１，２，４－トリアゾール－１－カルボキサミド（別名クロルフタリム）の項の次に次のように加える。

４－アミノ－Ｎ－ｔｅｒｔ－ブチル－４，５－ジヒドロ－３－イソプロピル－５－オキソ－１Ｈ－１，２，４－トリアゾール－１－カルボキサミド（別名アミカルバゾン）	180μg／１
２ｓｙｎ－異性体：３－（ジフルオロメチル）－１－メチル－Ｎ－［（１Ｒ，９Ｓ）－１，２，３，４－テトラヒドロ－９－イソプロピル－１，４－メタノナフタレン－５－イル］ピラゾール－４－カルボキサミド及び２ａｎｔｉ－異性体：３－（ジフルオロメチル）－１－メチル－Ｎ－［（１ＲＳ，４ＳＲ，９ＳＲ）－１，２，３，４－テトラヒドロ－９－イソプロピル－１，４－メタノナフタレン－５－イル］ピラゾール－４－カルボキサミドの混合物（別名イソピラザム）	0.9μg／１
１－（４－｛４－［（５Ｒ，Ｓ）－５－（２，６－ジフルオロフェニル）－４，５－ジヒドロ－１，２－オキサゾール－３－イル］－１，３－チアゾール－２－イル｝－１－ピペリジル）－２－［５－メチル－３－（トリフルオロメチル）－１Ｈ－ピラゾール－１－イル］エタノン（別名オキサチアピプロリン）	65μg／１
（ＥＺ）－１，３－ジクロロプロペン（別名１，３－ジクロロプロペン又はＤ－Ｄ）	56μg／１
９，１０－ジヒドロ－８ａ，１０ａ－ジアゾニアフェナントレン＝ジブロミド又は６，７－ジヒドロジピリド［１，２－ａ：２’，１’－ｃ］ピラジン－５，８－ジイウム＝ジブロミド（別名ジクワットジブロミド又はジクワット）	13μg／１
２’－［（４，６－ジメトキシ－１，３，５－トリアジン－２－イル）カルボニル］－１，１，６’－トリフルオロ－Ｎ－メチルメタンスルホンアニリド（別名トリアファモン）	3.500μg／１
（ＲＳ）－１－｛１－エチル－４－［４－メシル－３－（２－メトキシエトキシ）－ｏ－トルオイル］－１Ｈ－ピラゾール－５－イルオキシ｝エチル＝メチル＝カルボナート（別名トルピラレート）	2,200μg／１
プチル＝（ＲＳ）－２－｛４－［５－（トリフルオロメチル）－２－ピリジルオキシ］フェノキシ｝プロピオナート（別名フルアジホップブチル又はフルアジホップ）及びプチル＝（Ｒ）－２－｛４－［５－（トリフルオロメチル）－２－ピリジルオキシ］フェノキシ｝プロピオナート（別名フルアジホップＰブチル又はフルアジホップＰ）	82μg／１
ノナン酸（別名ペラルゴン酸）及びノナン酸カリウム（別名ペラルゴン酸カリウム塩）	4,600μg／１

○環境省告示第四十六号

昭和四十六年三月農林省告示第三百四十六号（農薬取締法第三条第一項第四号から第七号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準）第四号イの規定に基づき、水質汚濁に係る農薬登録保留基準（平成二十年七月環境省告示第六十号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十八年四月十三日

環境大臣　大塚　珠代

表中「２’－ｔｅｒｔ－ブチル－５－メチル－２’－（３’，５－キシロイル）クロマン－６－カルボヒドラジド（別名クロマフェノジド）」を「Ｎ’－ｔｅｒｔ－ブチル－５－メチル－Ｎ’－（３’，５－キシロイル）クロマン－６－カルボヒドラジド（別名クロマフェノジド）」に改める。

表４－［６－クロロ－３－ピリジルメチル］（２’，２－ジフルオロエチル）アミノ］フラン－２（５Ｈ）－オン（別名フルピラジフロン）の項の次に次のように加える。

（ＲＳ）－２－（４－イソプロピル－４－メチル－５－オキソ－２－イミダゾリン－２－イル）ニコチナート（別名イマザピルイソプロピルアミン塩又はイマザピル）	9.0mg／１
１－（４－｛４－［（５Ｒ，Ｓ）－５－（２，６－ジフルオロフェニル）－４，５－ジヒドロ－１，２－オキサゾール－３－イル］－１，３－チアゾール－２－イル｝－１－ピペリジル）－２－［５－メチル－３－（トリフルオロメチル）－１Ｈ－ピラゾール－１－イル］エタノン（別名オキサチアピプロリン）	0.22mg／１
（ＲＳ）－α－シアノ－３－フェノキシベンジル＝（ＲＳ）－２，２－ジクロロ－１－（４－エトキシフェニル）シクロプロパンカルボキシラート（別名シクロプロトリン）	0.11mg／１
［メチル（オキソ）｛１－［６－（トリフルオロメチル）－３－ピリジル］エチル｝－λ⁶－スルファニリデン］シアナミド（別名スルホキサフロル）	0.050mg／１
２’－［（４，６－ジメトキシ－１，３，５－トリアジン－２－イル）カルボニル］－１，１，６’－トリフルオロ－Ｎ－メチルメタンスルホンアニリド（別名トリアファモン）	